

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	整備課	
件 名	土地評価業務委託（その2）	
契 約 内 容	各画地の評価格算定業務 8画地 不動産鑑定評価 1地点	
契 約 期 間	令和元年6月18日～令和2年2月28日	
契 約 締 結 日	令和元年6月17日	
契 約 相 手 方	株式会社総合鑑定調査	
契 約 金 額	733,700円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	○ 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>当該委託の業務内容は、主に現在施行中の土地評価業務委託(以下、「本体委託」という)の成果を用いて、各画地の評価格算定業務8画地を行うものである。</p> <p>本体委託は、標準地の鑑定評価3地点、各画地の評価格算定業務10画地、農地の時点修正1地点、宅地の時点修正1地点を行うものである。</p> <p>当該委託は、本体委託に近接する事業用地の土地評価業務であるため、本体委託の標準地の鑑定評価を用いて、各画地の評価格算定業務を行うことが可能であり、本体委託と同一事業者が受託することにより打合せ協議及び現地踏査を省略することにより、委託費を縮減することができる。</p> <p>以上のことにより、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付すことが不利と認められるとき）に該当するため、本体委託の受注者である、株式会社総合鑑定調査と随意契約するものです。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 整備課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	長寿社会課	
件 名	羽黒老人福祉センター耐震改修工事監理委託	
契 約 内 容	羽黒老人福祉センター耐震工事に係る工事監理業務の委託	
契 約 期 間	契約日より令和元年9月30日まで	
契 約 締 結 日	令和元年5月31日	
契 約 相 手 方	土屋建築設計事務所	
契 約 金 額	259,200円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本事業に対する意図や現場となる施設及び管理者側の意見、考え方を理解したうえで、現場監理に反映できるのは、先に実施した設計業務を請け負ったもののみであります。</p> <p>このことから、随意契約都市設計業務を請け負った土屋建築設計事務所と随意契約するものです。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 長寿社会課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	歴史まちづくり課	
件 名	(仮称) 文化史料館南館整備工事監理業務	
契 約 内 容	工事監理業務一式 (木造2階建て建築物新築工事およびスロープ・駐車場等整備工事)	
契 約 期 間	令和元年6月28日～令和2年3月4日	
契 約 締 結 日	令和元年6月27日	
契 約 相 手 方	小川通也一級設計事務所 小川 通也	
契 約 金 額	5,720,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本業務は、平成30年度に作成した(仮称)文化史料館南館実施設計図書に基づき、建築工事の監理を行うものです。したがって、本業務を円滑に行うためには、設計図書を熟知し、かつ設計の意図や現場となる施設及び発注者の意見、考え方を理解したうえで、工事監理に反映することが求められます。設計図書の作成者である小川通也一級設計事務所 小川通也以外の者が上記の条件を満たして業務を行うことは困難であるため、本業務の性質は競争入札に適さないものと言えます。</p> <p>したがって、本業務は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、同者との随意契約とするものとします。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 歴史まちづくり課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 学校教育課	
件 名	楽田小学校本館長寿命化改良工事等実施設計	
契 約 内 容	本館（ＲＣ造 ４階建て 延べ面積４，６３０㎡） 上記建物に係る長寿命化改良のための実施設計一式 既設体育館（ＲＣ造 ２階建て 延べ面積１，０３８㎡） 上記建物に係る解体及び解体後の周辺整備の実実施設計一式	
契 約 期 間	令和元年５月３１日～令和２年３月６日	
契 約 締 結 日	令和元年５月３０日	
契 約 相 手 方	（株）安井建築設計事務所 名古屋事務所	
契 約 金 額	56,870,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第１６７条の２第１項	
		第１号 少額随契（一人による見積りとなった場合（契約規則第２４条の３第１項第１号及び第２号の規定による場合を除く））
	○	第２号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第３号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第５号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第６号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第７号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第８号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第９号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本業務については、</p> <p>①平成30年度より施工している楽田小学校新校舎・体育館改築工事の基本設計と一貫性を持たせる必要があること</p> <p>②基本設計を請け負ったことにより施設概要及び敷地条件等をよく理解しており、プロポーザル方式によって委託業者が選定されたことにより、その競争性が担保されていること</p> <p>③当市の小中学校においてはじめて実施する長寿命化改良工事となるため、基本設計と一貫性を持たせる必要があること</p> <p>から随意契約とし、基本設計業務を請け負った株式会社安井建築設計事務所名古屋事務所に見積を徴収するものです。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 学校教育課